

## 矢巾町空家に付属した農地の別段面積取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、農業者の高齢化や後継者不足等に伴い、条件不利地の農地を中心とした遊休農地が増加し、特に空家の増加とその宅地に付属した農地の遊休地化が進んでいる現状を踏まえ、定住促進による地域コミュニティの再生・確保と空家に付属した農地の遊休地化を解消するために、「矢巾町空き家台帳」に登録された空家に付属した農地等にかかる農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく農地の権利取得の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段の面積 法第3条第2項第5号の規定により、矢巾町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 矢巾町空家台帳 住宅政策担当課で備え付けの台帳をいう。
- (4) 空家 矢巾町空家台帳に登録された空家をいう。
- (5) 空家に付属した農地 矢巾町空家台帳に登録された空家回りの農地をいう。
- (6) 総会 農業委員会が開催する定例または臨時の総会をいう。
- (7) 遊休農地 法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

### (別段の面積)

第3条 別段の面積は、次に掲げる表のとおりとする。

| 設定区域 | 設定面積（空家に付属した農地面積） |
|------|-------------------|
| 町内全域 | 1 アール             |

### (適用条件)

第4条 前条に掲げる別段の面積を適用する農地は、次の各号のいずれにも該当する農地とする。

- (1) 1筆ごとを単位とし、矢巾町空き家台帳登載申請時点で全て又は一部が遊休農地であること及び所有者又は法定相続人による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。

(2) 空家及び空家に付属した農地の所有者が異なる場合、その所有者の同意があること。

(3) 農地の権利を取得しようとする者は、投資目的の農地取得を防ぐため、権利の取得の日から取得した空家へ居住し、及びその農地を耕作すること。

(提出書類)

第5条 別段の面積の適用を受け、権利の取得の申請をしようとする者は、法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類のほか、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

(1) 空家に付属した農地指定申請書（様式第1号）

(2) 矢巾町空家台帳登録（申請）確認書（様式2号）

(3) 取得農地を耕作する旨の誓約書（様式第3号）

(4) 空家に居住することが確認できるもの又は売買契約書の写し等

(5) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの。

(指定及び指定解除の方法)

第6条 農業委員会が空き家に付属した農地を指定し、又はその指定を解除しようとするときは、総会の決定を経るものとする。

(指導)

第7条 農業委員会は、この告示に従い権利を取得した農地を、適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

空き家に付属した農地指定申請書

年 月 日

矢巾町農業委員会会長 様

（申請人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

次の土地について、空き家に付属した農地に指定することを申請します。

| No | 所在地 | 登記地目 | 現況地目 | 地籍 (㎡) |
|----|-----|------|------|--------|
| 1  |     |      |      |        |
| 2  |     |      |      |        |
| 3  |     |      |      |        |

※ 太枠の中をご記入ください。農地の状況については農業委員会で記入します。

※ 申請土地の登記事項証明書及び公図の写しを添付してください。

【矢巾町空き家情報登録制度 登録状況】

|              |       |
|--------------|-------|
| 矢巾町空き家情報登録状況 | 有 ・ 無 |
|--------------|-------|

矢農委第 号

上記土地は空き家に付属した農地に（指定する・指定しない）ことを通知します。

年 月 日

矢巾町農業委員会会長

様式第2号（第5条関係）

矢巾町空家台帳登録（申請）確認書

年 月 日

矢巾町長 様

（申請人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

次に所在する空家は、矢巾町空家台帳に登録（申請）されていることを確認願います。

|     |     |
|-----|-----|
| 所在地 | 矢巾町 |
|-----|-----|

-----

上記に所在する空家は、矢巾町空家台帳に登録（申請）されていることを確認しました。

|         |       |
|---------|-------|
| 登録（申請）日 | 年 月 日 |
|---------|-------|

年 月 日

矢巾町長

（住宅政策担当課）

|         |        |   |
|---------|--------|---|
| 【※事務局欄】 |        | 農 ・ 一般  |
|         | 空家の状況  | <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> |
|         | 都市計画状況 | <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> |

様式第3号（第5条関係）

矢巾町農業委員会会長 様

取得農地を耕作する旨の誓約書

私は、次の農地の権利を取得するにあたり、適正に耕作及び管理することを誓約します。

記

（権利を取得する農地）

| 農地の所在地 | 地目 | 地籍（㎡） |
|--------|----|-------|
|        |    |       |
|        |    |       |
|        |    |       |

※1 農地の取り扱い等については、農地法の規定が適用となる。

※2 相続等により所有権の移転があった場合には、所有権の移転を受けたものが、この誓約書に定める義務を継承するものとする。

※3 不動産の投資目的ではなく、耕作目的の取得であるため、農地の転売、譲渡等及び農地以外に転用が認められない場合がある。

※4 周辺農地等の利用に影響を与えないものとする。

年 月 日

（申請人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_